

(三) 障害者の福祉

障害者の福祉

障害者基本法，障害者総合支援法，児童福祉法等の関係法令に基づき，福祉サービスや日常生活に関連する様々な施策を計画的に展開することにより，障害のある方々が暮らしやすい地域づくりを目指します。

1. 身体障害者の状況

身体に障害のある方に対しては，申請によりその障害の程度によって，1級から7級までの判定が行われ，6級までの方については身体障害者手帳が交付されます。

なお，この手帳は様々な支援を受ける基本となるものです。

現在，身体障害者手帳の所持者は4,136人で，内訳は18歳以上の方が4,029人，18歳未満の方が107人となっています。障害別に見ると肢体不自由の方が全体の約42.2%を占め，次いで内部機能障害の方が約39.6%となっています。

(1) 身体障害者手帳所持状況

年 度	区 分	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢 体	内 部	計
R3	児	3	29	1	73	16	122
	者	267	360	37	1,773	1,616	4,053
R4	児	3	25	0	74	17	119
	者	272	358	42	1,785	1,626	4,083
R5	児	3	22	0	73	15	113
	者	275	351	37	1,723	1,622	4,008
R6	児	2	22	0	70	16	110
	者	299	360	37	1,676	1,620	3,992
R7	児	4	25	0	59	19	107
	者	313	371	39	1,687	1,619	4,029
	計	317	396	39	1,746	1,638	4,136
	割合	7.7	9.6	0.9	42.2	39.6	100.0

※児：18歳未満， 者：18歳以上

(2) 新規身体障害者手帳所持状況

区分 年度	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢 体	内 部	計
R3	11	20	1	51	146	229
R4	9	9	4	77	161	260
R5	21	14	0	63	148	246
R6	25	22	1	74	148	270
R7	23	22	0	67	188	300

※児童も含む

(3) 等級別身体障害者手帳所持状況

等級別 障害別 構成比 (計/合計)		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害 7.7%	児	2	0	1	0	0	1	4
	者	112	132	15	15	30	9	313
	計	14	132	16	15	30	10	317
聴覚・平衡 機能障害 9.6%	児	4	6	3	2	0	10	25
	者	14	119	32	65	2	139	371
	計	18	125	35	67	2	149	396
音声・言語・そしゃ く機能障害 0.9%	児	0	0	0	0			0
	者	5	3	21	10			39
	計	5	3	21	10			39
肢体不自由 42.2%	児	31	8	7	5	8	0	59
	者	374	360	301	413	159	80	1,687
	計	405	368	308	418	167	80	1,746
内部障害 39.6%	児	13	0	0	6			19
	者	952	20	271	376			1,619
	計	965	20	271	382			1,638
合 計	児	50	14	11	13	8	11	107
	者	1,457	634	640	879	191	228	4,029
	計	1,507	648	651	892	199	239	4,136

合計構成比 (級/計) %	児	46.7	13.1	10.3	12.1	7.5	10.3	100.0
	者	36.2	15.7	15.9	21.8	4.7	5.7	100.0
	計	36.4	15.7	15.7	21.6	4.8	5.8	100.0

2. 知的障害者の状況

知的障害のある方の福祉に関する様々な制度を利用しやすくするために、療育手帳交付制度があります。

この手帳は、障害の程度により㊤（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4つの区分があり、障害の程度によって、様々な支援を受けることができます。

（1）療育手帳所持状況

（各年度末現在福祉相談センター調）

年 度	区 分	㊤	A	B	C	計
R3	児	56 (1)	49 (4)	73 (10)	142 (25)	320 (40)
	者	232 (1)	223 (0)	262 (3)	253 (4)	970 (8)
R4	児	56 (2)	50 (4)	75 (13)	154 (36)	335 (55)
	者	240 (0)	227 (1)	272 (3)	260 (0)	999 (4)
R5	児	50 (2)	55 (6)	82 (13)	164 (30)	351 (51)
	者	244 (0)	230 (0)	270 (3)	269 (3)	1,013 (6)
R6	児	49 (4)	60 (4)	88 (16)	165 (30)	362 (54)
	者	255 (1)	229 (0)	286 (4)	286 (4)	1,056 (9)
R7	児	52 (2)	68 (6)	82 (7)	160 (31)	362 (46)
	者	258 (0)	227 (0)	297 (5)	316 (5)	1,098 (10)
	計	310 (2)	295 (6)	379 (12)	476 (36)	1,460 (56)

※ () はうち新規交付者

3. 精神障害者の状況

精神障害のある方に対して、一定の精神障害の状態にあることを認定して精神保健福祉手帳が交付されます。手帳の交付を受けることにより、福祉に関する様々な制度を利用することができます。

（1）精神障害者保健福祉手帳所持状況

（各年度末現在精神保健福祉センター調）

年度 \ 等級	1 級	2 級	3 級	計
R3	83	625	444	1,152
R4	77	670	459	1,206
R5	80	751	491	1,322
R6	82	825	526	1,433
R7	82	862	581	1,525

4. 主な福祉施策

(1) 自立支援給付費（障害者総合支援法による福祉サービス）

ア 障害福祉サービス（表1-1）

①介護給付 居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，重度障害者等包括支援，療養介護，生活介護，短期入所，施設入所支援

②訓練等給付 共同生活援助，宿泊型自立訓練，自立訓練，就労移行支援，就労選択支援，就労継続支援，就労定着支援，自立生活援助

③その他のサービス 特定障害者特別給付費，高額障害福祉サービス費，計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援

イ 補装具費の支給（表2）

・身体障害者手帳の交付を受けている方に対し，身体上の障害を補うための装具購入，貸与及び修理の費用を支給します。

ウ 自立支援医療（更生医療）（表3）

・障害の除去及び軽減のための手術等に係る医療費の一部を公費で負担します。

エ 自立支援医療（育成医療）（表4）

・身体に障害のある児童に対し，障害の除去及び軽減のための手術等に係る医療費の一部を公費で負担します。

オ 自立支援医療（精神通院）（表5）

・精神疾患の治療を受けている方が外来で保険診療を受けた際，医療費の一部を公費で負担し，自己負担の保険診療分を原則一割負担とします。

(2) 障害児通所支援（児童福祉法による福祉サービス）（表1-2）

児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援，障害児相談支援

(3) 地域生活支援事業（障害者総合支援法による福祉サービス）等

ア 相談支援事業

・福祉に関する情報の提供や相談など福祉サービスの利用支援や，社会資源の活用のための援助及び社会生活力を高めるための支援を行います。

イ 日常生活用具の給付（表6-1）（表6-2）

・障害のある方，難病を患っている方の日常生活に必要な用具を給付します。
・下肢障害等がある方の住宅の改修費を助成します。

ウ 意思疎通支援事業（表7）

・聴覚，言語機能等の障害のために意思疎通を図ることが困難な障害のある方に，手話通訳者や要約筆記者の派遣および遠隔手話通訳サービスにより円滑な意思疎通を支援します。

エ 移動支援事業（表8）

・障害があり屋外での移動が困難な人の外出の支援を行います。

オ 地域活動支援センター事業

・創作活動や生産活動などの機会の提供や，地域社会との交流の促進，障害のある方や介護者からの相談に応じ必要な情報等の提供などを行い，自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう支援します。

カ 日中一時支援事業（表9）

・日中における活動の場所の確保及び障害のある方の家族の一時的な休息や就労の支援を目的としています。

キ 訪問入浴サービス（表10）

・重度の肢体不自由等により居宅において単身では入浴が困難な方に移動浴槽車を派遣して入浴

サービスを提供します。

ク 身体障害者自動車運転免許取得費助成（表 1 1）（令和 7 年度で終了）

- ・身体障害者手帳 1 ～ 4 級の人が自動車運転免許を取得する場合、その費用を助成します。

ケ 身体障害者自動車改造費助成（表 1 2）

- ・上肢、下肢又は体幹機能に重度の障害のある方が運転する自動車を改造する場合、その費用を助成します。

コ 重度心身障害者通院通所交通費助成（表 1 3）

- ・身体障害者手帳 1，2 級及び療育手帳①，A 並びに精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方に対して、タクシー料金の一部を助成します。（ただし、自動車税・軽自動車税を減免されている人は除きます。）

サ 障害者手帳交付申請用診断書料助成（表 1 4）

- ・市町村民税所得割非課税の方に対し、身体障害者手帳申請用並びに精神障害者保健福祉手帳申請用の診断料等を助成します。

（4）その他の福祉事業

ア 生活福祉資金の貸付（窓口は社会福祉協議会）

- ・身体上障害のある方の更生をはかるため資金（生業費、技能習得費、就職支度金及び住宅増改築資金）を貸付しています。

イ 視覚障害者用市報発行（窓口は社会福祉協議会）

- ・視覚障害のある方に対し、希望に沿って点字市報又は朗読テープを送ります。

ウ 車いすの貸出し（窓口は社会福祉協議会）（表 1 5）

- ・障害のある方、高齢者や一時的に車いすの利用を必要とする方に対し、車いすの貸出しを行います（原則として短期間）。

エ 税金の控除、減免

- ・所得税，住民税，相続税，自動車税の優遇措置があります。

オ JR 及びバス等の運賃割引

- ・身体障害者手帳又は療育手帳所持者及び同乗する介護者に対し、旅客運賃の割引をする制度です。

カ ねたきり身体障害者等介護慰労金支給

- ・在宅のねたきり身体障害者等を常時介護している方に対し慰労金を支給します。

キ 難病患者等見舞金（表 1 6）

- ・難病患者（指定難病特定医療費受給者証，一般特定疾患医療受給者証，小児慢性特定疾病医療受給者証又は先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方）又はその方を監護（扶養）している方の労苦に報いるために見舞金を支給します。

- ・見舞金の額 年額 15，000 円

ク ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

- ・外見ではわからなくても援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲の人に知らせるためのヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。

ケ 合理的配慮推進事業補助金

- ・民間事業者等が障害のある方に必要な合理的配慮を提供するための費用の一部を補助します。

(表 1 - 1)

①, ②, ③障害福祉サービス (令和 7 年 3 月～令和 8 年 2 月)

区 分		利用延べ件数	公費負担額(円)
介護給付	居宅介護	2,072	113,929,362
	重度訪問介護	283	283,522,781
	行動援護	24	1,498,582
	同行援護	330	11,469,018
	療養介護	240	68,592,320
	生活介護	5,058	1,197,324,068
	短期入所	1,026	93,921,486
	施設入所支援	2,002	342,756,510
訓練等 給 付	共同生活援助	2,837	497,137,997
	宿泊型自立訓練	23	-2,167,271
	自立訓練 (機能訓練)	40	4,789,181
	自立訓練 (生活訓練)	113	11,836,781
	就労移行支援	913	114,924,658
	就労継続支援 A 型	1,030	169,553,581
	就労継続支援 B 型	5,573	728,879,485
	就労定着支援	67	2,563,252
	就労選択支援	3	437,916
特定障害者特別給付費 (補足給付)		4,590	45,733,030
高額障害福祉サービス費		164	842,166
地域定着支援		8	26,712
計画相談支援		3,950	66,060,976

(表 1 - 2)

障害児通所支援サービス (令和 7 年 3 月～令和 8 年 2 月)

区 分	利用延べ件数	公費負担額(円)
児童発達支援	2,890	391,287,649
放課後等デイサービス	9,558	898,004,049
保育所等訪問支援	207	4,200,399
居宅訪問型児童発達支援	0	0
障害児相談支援	2,307	45,444,473

(表2) 補装具交付・修理の状況

年 度	R4			R5			R6			R7		
区 分 補装具名	件数			件数			件数			件数		
	交付	修理	計	交付	修理	計	交付	修理	計	交付	修理	計
義 肢	9	10	19	2	16	18	12	7	19	9	7	16
装 具	59	25	84	79	15	94	77	12	89	52	12	64
車 椅 子	26	29	55	21	30	51	16	28	43	29	28	57
電 動 車 椅 子	3	0	3	1	2	3	3	8	11	0	6	6
視覚障害者安全杖	7	0	7	12	0	12	13	0	13	9	0	9
義 眼	1	0	1	2	0	2	2	0	2	2	0	2
眼 鏡	8	1	9	12	0	12	9	0	9	12	0	12
補 聴 器	50	45	95	38	47	85	51	23	74	32	45	77
歩 行 器	3	0	3	2	1	3	3	0	3	4	0	4
歩 行 補 助 杖	0	0	0	3	0	3	4	0	4	3	0	2
そ の 他	13	6	19	18	15	33	14	14	28	15	7	22
計	179	116	295	190	126	316	204	92	296	167	105	272

(表3) 自立支援医療（更生医療）給付状況

年 度		R3	R4	R5	R6	R7
給付人員		43	45	49	48	47
障害区分	音声・言語・そしゃく	0	0	1	1	0
	心臓	1	1	1	1	0
	じん臓	35	37	40	39	38
	免疫	7	6	7	7	9

(表4) 自立支援医療（育成医療）給付状況

年 度		R3	R4	R5	R6	R7
給付人員		7	2	2	2	1
障害区分	聴覚・平衡機能	1	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく	6	2	2	2	1
	肢体	0	0	0	0	0
	心臓	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0

(表5) 自立支援医療（精神通院）利用者数

(各年度末現在精神保健福祉センター調)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
自立支援医療（精神通院）利用者	2, 654	2, 694	2, 787	2, 886	2, 936

(表 6 - 1) 障害者日常生活用具給付状況

年 度 日常生活用具名	R3	R4	R5	R6	R7
便器	0	1	1	1	2
特殊便器	0	0	0	0	0
特殊マット	2	3	5	1	2
特殊寝台	5	3	4	1	2
体位変換器	0	0	0	0	0
移動・移乗支援用具	1	6	6	3	2
歩行支援用具	0	0	1	0	0
入浴補助用具	6	5	5	4	3
視覚障害者用ポータブルレコーダー	3	7	2	4	1
盲人用時計	4	5	6	3	6
点字タイプライター	1	0	0	1	0
電磁調理器	0	0	0	0	0
盲人用体温計	4	1	1	0	5
盲人用体重計	0	3	2	0	1
情報通信支援用具	3	3	2	0	4
視覚障害者用情報受信装置	1	1	0	0	0
視覚障害者用拡大読書器	5	4	4	2	12
視覚障害者用物品識別装置	0	0	1	0	0
視覚障害者用携帯型歩行支援装置	0	0	0	0	0
視覚障害者用血圧計	1	3	2	2	1
パルスオキシメーター	0	1	3	3	1
聴覚障害者用屋内信号装置	1	1	1	2	2
聴覚障害者用通信装置	4	3	2	2	1
聴覚障害者用情報受信装置	0	2	0	0	1
点字ディスプレイ	2	0	1	1	0
透析液加温器	1	1	0	1	1
ネブライザー	0	1	3	3	1
電気式たん吸引器	5	9	8	8	7
人工喉頭	0	3	5	13	5
頭部保護帽	8	7	5	4	3
歩行補助杖	1	0	0	2	2
点字器	0	0	0	1	2
収尿器	0	1	1	1	0
ストマ用装具	2, 452	2, 486	2, 575	2, 501	2, 413
紙おむつ	669	670	637	731	753
住宅改修費	8	9	2	3	4
携帯用会話補助装置	0	0	0	0	0
点字図書	1	0	0	0	3
人工内耳用電池	0	0	2	3	1
計	3, 188	3, 239	3, 287	3, 301	3, 241

(表 6 - 2) 住宅改修費助成【表 6 - 1 住宅改修費 再掲】

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
助成件数(件)	8	9	2	3	4
1 件当たり助成金額(円)	222, 350	228, 978	190, 000	234, 644	181, 203

(表 7) 意思疎通支援事業

事業名／年度	R3	R4	R5	R6	R7
手話通訳者派遣 (件)	305	290	296	276	324
要約筆記者派遣 (件)	6	17	14	21	9
利用登録者 (人)	63	65	68	68	62
遠隔手話通訳利用登録者 (人)	-	-	-	-	26

(表 8) 移動支援事業

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
実利用者数 (人)	48	47	57	54	53
延利用時間 (h)	1, 179	1, 452	1, 844	2, 007	1, 934

(表 9) 日中一時支援事業

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
実利用者数 (人)	383	490	635	480	479
延利用回数 (日)	22, 593	21, 040	21, 327	23, 903	23, 910

(表 10) 訪問入浴サービス実施状況

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
実利用者数 (人)	15	14	15	15	13
延実施回数 (日)	883	1, 055	919	1, 067	975

(表 11) 身体障害者自動車運転免許取得費助成 (令和 7 年度で終了)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
助成件数(件)	0	4	2	0	4
1 件当たり助成金額(円)	—	100, 000	100, 000	—	100, 000

(表 12) 身体障害者自動車改造費助成

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
助成件数(件)	1	5	0	2	3
1 件当たり助成金額(円)	100, 000	97, 480	—	100, 000	100, 000

(表 13) 重度心身障害者通院通所交通費助成

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
実利用人数 (人)	205	159	175	172	152
助成金額(円)	1, 360, 290	1, 318, 830	1, 171, 650	1, 484, 000	1, 522, 500

(表 1 4) 障害者手帳用診断書料助成状況

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
助成件数(件)	633	560	642	622	739
助成金額(円)	4, 140, 330	3, 649, 240	4, 298, 230	4, 377, 230	4, 985, 030

(表 1 5) 車いす貸出事業の実施状況

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	備 考
貸出件数 (件)	62	83	92	109	132	社協事業

(表 1 6) 難病見舞金

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
支給件数(件)	1, 079	1, 079	1, 062	985	993
支給金額(円)	21, 580, 000	21, 580, 000	21, 240, 000	19, 700, 000	19, 860, 000

5. 心身障害者（児）スポーツ大会

障害のある方の健康増進と社会参加を促進するため、市内の障害福祉サービス事業所とボランティア等の協力により、スポーツ大会を開催しています。

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
開催回数	開催なし	第 26 回	第 27 回	第 28 回	第 29 回
開 催 日	—	10 月 8 日	10 月 14 日	10 月 5 日	10 月 11 日
団 体 数	—	10	11	12	13
参加者（人）	—	116	204	185	186

※令和 2～3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、開催中止。

6. 相談員

障害のある方やその家族からの相談に応じるため、心身障害者相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員）を委嘱し、心身に障害のある方の日常生活の悩みをお聴きしたり、同じ経験を有する立場から障害のある方への助言などを行っています。

7. 発達障害支援

子ども未来課みんなのみらい支援室を拠点として、保健、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、子どもが持つ課題を早期に発見し、早期療育につなげるとともに、課題を持つ子どもの健全な育成や保護者の育児に係る不安の軽減、保護者、学校及び保育所等の支援者の支援能力の向上を図るため、相談支援業務及び講習会等を実施しています。

(1) 巡回相談

発達に課題を持つ児童・生徒の早期支援として臨床発達心理士又は相談員が学校等を計画的に訪問して保育士や教諭等に適切な支援について助言する相談事業を実施しています。

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
巡回件数（件）	94	101	110	108	97

(2) 個別相談

児童・生徒やその保護者、支援する教職員からの相談を受け、人との接し方や配慮の方法など具体的な対応方法を助言する相談事業を実施しています。

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
個別面談（件）	897	952	663	672	526
電話相談（件）	372	304	230	240	193

(3) 各種講座等の開催

ア SST教室

児童・生徒のコミュニケーション力向上を目的に、小学生（又は義務教育学校前期課程）以上を対象に少人数のグループ制でソーシャルスキルトレーニングを行う教室です。

イ スマイルペアレンティング講座（子ども政策課実施事業）

保護者が子どもに対し大声で怒鳴ったり手を出したりしない上手な子育ての方法や子どもとのコミュニケーションの取り方などを学ぶ講座です。

ウ かなりや教室（ひたちなか市社会福祉協議会委託事業）

個別相談等を通じて療育支援の必要性が認められた幼児とその保護者を対象に、作業療法士等と一緒に運動遊びなどを通して発達を促すとともに、保護者の育児不安を軽減するための教室です。

エ スキルアップ講習会

子どもの支援に関わる保育士、幼稚園教諭、教職員等が、発達支援に関する基礎知識や実践的な取り組みについて学び、現場での対応力を高める講習会です。

オ 理解啓発のための講習会

地域や学校からの依頼により発達障害についての入門的な講習会です。

カ 発達支援出前講座

小学校就学时健康診断の待ち時間を利用して行うもので、次年度就学予定の児童を持つ保護者向けの講座です。

(4) みんなのみらいネットワーク連絡協議会

市内の幼稚園、保育所（園）、児童発達支援事業所などの支援者の相互理解やスキル向上、情報共有、連携強化を図るとともに、発達支援の課題解決に向けた協議や意見交換を行っています。

(5) 発達支援会議

発達に関する悩みを持つ児童・生徒の総合的な支援について、関係機関が集まり対応を協議する会議を実施しています。